第７回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の概要

○　開催日時：平成２０年４月９日（水）　17:45～18:10
○　場　　所：内閣総理大臣官邸２階小ホール

１　環境影響評価・建設計画について

(1) 防衛大臣から、以下のとおり、環境影響評価方法書の内容に沿った調査の実施について発言。

①　先般の協議会での知事の発言を受け、県とより緊密に調整を実施し、先般、知事に環境影響評価方法書の追加・修正資料の修正版を送付し、その内容を公表した。その翌日から、適宜、方法書に沿った調査を開始しており、その後、逐次必要な許可もいただいている。

②　これら調査開始に当たっての諸手続への協力について、知事及び名護市長に感謝申し上げる。

③　今後とも、県や名護市とよく調整を行いながら、一日も早い普天間飛行場の移設・返還の実現を目指して努力していきたい。

(2) 環境副大臣から、以下のとおり発言。

①　移設に当たっては環境影響評価を適切に実施し、自然環境、生活環境の保全に配慮することが重要。

②　必要な調査等の内容は今般の方法書手続で検討が深められたので、今後、事業者（防衛省）は、県の協力の下に適切に調査を進めてもらいたい。

(3) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

①　環境影響評価に基づく調査については、認可の手続が概ね終了している。

②　調査の実施に当たっては安全や生活環境に十分配慮するとともに、自然環境への影響を回避・低減するよう留意してほしい。

(4) 名護市長から、以下のとおり発言。

①　環境影響評価については、県と調整を図り、法令等に基づき適

切に対応していきたい。

② 市に係る許認可等については、先日、許可を行った。関係機関及び地元等との調整のもと、調査を実施してもらいたい。

(5) 防衛大臣から、以下のとおり、建設計画について発言。

① 昨年１２月の第５回協議会において、知事及び名護市長から、建設計画の具体的内容を可能な限り明らかにしてほしいとの発言があったことから、米側とも調整し、とりまとめた建設計画について、先般、環境影響評価方法書の追加・修正資料の修正版の中に盛り込み、知事に送付した。配付資料は、その中から、飛行場内に建設する施設の内容や作業ヤードなど新たに追加した建設計画の概要を示したもの。

② 今後とも、米側と調整を進め、適宜、建設計画について報告・説明を行うよう努めたい。

(6) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

① 建設計画については、可能な限り沖合に寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮して検討を進めてもらいたい。

② 今後とも情報提供に努めてもらいたい。

(7) 名護市長から、以下のとおり発言。

① 代替施設については、住民生活、自然環境に著しい影響がないよう最大限配慮するとともに、地元等の意向を踏まえ適切に対応してもらいたい。

② 代替施設の位置、規模など建設計画は、住民生活への影響を最小限に抑えるという観点から、可能な限り沖合への移動などについて、本協議会での十分な協議を行う必要がある。

(8) 宜野座村長から、平成１８年４月７日の基本合意に基づき、村民の生活環境、自然環境に悪影響を与えないよう、村上空を飛行ルートから回避することを念頭に計画してもらいたい旨発言。

(9) 防衛大臣から、今後、環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集・評価の上、地元にも丁寧に説明し、それに対する

地元の意見を真摯に受け止め、今後とも誠意をもって協議していく旨発言。

(10) 外務大臣から、以下のとおり発言。

① 現在の政府案は、実行可能性を伴いつつ、生活環境や自然環境に配慮し、さらに地元名護市、宜野座村からの要請を踏まえ、一昨年５月の「ロードマップ」で米側と合意したもの。

② 現在の政府案は、様々な観点から分析し、最も適切な形として決定したもの。今後環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集し、その結果を地元に丁寧に説明していくことが重要と考える。

(11) 名護市長から、代替施設の位置及び規模など建設計画については、協議会で十分協議してもらいたい旨発言。

２ その他

(1) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

① 普天間飛行場の移設実現までに長期間を要し、その危険な状態を放置できない。普天間飛行場の危険性の早期除去、騒音の軽減などの「３年目途の閉鎖状態の実現」に向け、最大限に努力し、周辺住民の不安解消に取り組む姿勢を明確に示してもらいたい。

② 地元の求める沖合移動や様々な要望の実現に取り組む方向性を早急に明らかにする必要がある。このため、今後の協議の枠組みについて調整を進め、協議会の場において確認する必要がある。

普天間飛行場の早期移設という共通目標の達成のためにも、早急に枠組みと内容で合意することが重要と考えるが、いかがか。

(2) 防衛大臣から、以下のとおり発言。

① 知事が普天間飛行場の危険性の早期除去を公約とされ、また、これまで協議会でも発言していることは承知している。昨年８月に同飛行場の危険性の除去に向けた取組策を発表し、その着実な実施を図っている。

② 今後とも、知事の意見を真摯に受け止め、一日でも早く移設を進めるため、最大限の努力をしていきたい。

③　普天間移設事業を円滑に進めるためには、今後の協議の進め方について、参加者間で、引き続き議論していくことも必要と考える。

(3) 外務大臣から、以下のとおり発言。

①　普天間飛行場に係る問題点解決のためには、何より移設を早急に進めていくことが重要。昨年８月に発表された普天間飛行場の運用に係る報告書は、地元の要望も踏まえ、現在取りうる最善の措置を政府として最大限努力してまとめたものであり、その着実な実施に努めている。

②　今後とも、一日でも早く移設を進めるため、最大限の努力をしていきたい。

③　今後の協議の進め方については、その具体的な内容を伺った上で検討したい。

(4) 沖縄担当大臣から、以下のとおり発言。

①　知事から今後の協議の進め方について話があったが、お互いの信頼関係を醸成しながら進めていくことが重要であり、私からもご配慮をお願いしたい。

②　今後とも、沖縄との橋渡し役として、普天間飛行場の移設が円滑に進捗するよう協力してまいりたい。

(5) 沖縄県知事から、昨年８月に発表された取り組みについては、いろいろやってもらっていることについては、それなりの評価はしているが、６０年周辺に住んでいる人の評価からすると、危険性の除去についてはもっともっと研究をして、県民に姿勢を示してもらいたい旨発言。

(6) 防衛大臣から、以下のとおり発言。

①　飛行経路の安全向上策やレーダーシステムについては既に実施・導入。樹木・工作物の除去や飛行場灯火システムの向上は日米合同委員会で基本合意し、３月２４日に契約を締結しているなど、着実に進展していると考えている。

② 知事の厳しい意見を承ったので、技術的にどのようなことが可能か、我々としてさらに努力すべき点がどこにあるかについても認識を一致させたいので、教示いただきたい。

(7) 官房長官から、以下のとおり発言。

① 危険性の除去については、さらに技術的に検討し、さらに真摯に政府も受け止める。

② 今後の協議の進め方については、今回、いろいろな意見が政府側からも出たが、引き続き、次回に向けて議論し、よく相談していきたい。

③ いずれにしても、普天間飛行場の移設が早期に実現できるように、地元を含めた関係者間においてさらに努力、協力してもらいたい。

④ 次回協議会の開催時期は、少し準備をしてまた開きたく、今後よく調整した上で決めたい。